平成26年度予算の執行方針について (主な項目)

1 主要施策の推進(執行方針記中 第1-1)

- ・ 「晴れの国おかやま生き活きプラン」に掲げる3つの重点 戦略である「教育県岡山の復活」、「地域を支える産業の振 興」、「安心で豊かさが実感できる地域の創造」などに基づ き推進する施策・事業に費用対効果やスピード感を重視しな がら全力で取り組む。
- ・ 国の補正予算に呼応し、地域経済の活性化や雇用対策など に切れ目なく取り組んでいくため、平成25年度補正予算と 平成26年度予算とを一体的に編成したところであり、早期 に事業効果が発揮されるよう迅速かつ計画的な執行に努める。

2 財政運営の健全化(執行方針記中 第1-2)

・ 持続可能な財政運営のためには、行財政経営指針に基づき、 これまでの行財政改革の取組の成果を維持するとともに、コスト意識の徹底を図り、不断の改革・改善に取り組むことで、 経費支出の効率化に徹することはもとより、県税をはじめと した歳入確保に努め、財政運営の健全化を図る。

3 経済・雇用対策(執行方針記中 第1-3)

- ・ 公共事業等について、国の補正予算に関連するものを含め、 早期に事業効果が現れるよう、迅速かつ計画的な執行を行い、 繰越事業についても一層の早期完成に努める。また、県内業 者の優先調達や県内産資材の優先使用を徹底する。
- ・ 単県融資制度の運用に当たり、中小企業の経営の安定化と 企業活動の活性化に資するよう努めるとともに、消費税率引 き上げに伴う中小企業などからの問い合わせに適切に対応す る。また、企業誘致に当たっては、新産業団地の開発や企業 誘致補助制度の新設・拡充を図るなどしたところであり、本 県の優れた操業環境を積極的にPRするとともに、市町村と 連携しながら、戦略的な誘致活動に取り組む。

4 歳入に関する事項(執行方針記中 第2)

- ・ 財産調査の徹底、迅速・厳正な差押え等の実施により、県税滞納額の縮減を図る。特に市町村との連携を強化し、滞納整理推進機構による個人県民税の滞納整理の促進を図る。
- ・ 債権対策室と密に連携し、弁護士による法的手段を活用するなど組織を挙げて税外滞納債権の圧縮に努める。

5 歳出に関する事項(執行方針記中 第3)

• 予算執行に当たっては、経費節減に努めるとともに、内部 チェック機能の強化等を通じて、適正な事務処理に努める。

財 第 1 号 平成26年4月1日

各 部 (局) 長 教 育 長 警 察 本 部 長 公 営 企 業 管 理 者

総 務 部 長

平成26年度予算の執行方針について(依命通達)

平成26年度予算は、「岡山県行財政経営指針」に基づき、これまでの行財 政改革の成果を今後とも維持するとともに、不断の改革・改善に取り組み、 財政規律を守った持続可能な財政運営を行う一方で、「晴れの国おかやま生き 活きプラン」の開始年度に当たることから、スピード感を持って教育再生や 産業振興をはじめとするこれからの本県に好循環をもたらす施策に全力で取 り組み、県民に成果を実感してもらえることを目指すこととして編成したと ころである。

また、国においては、消費税率引き上げによる景気の下振れリスクに対応するため、「好循環実現のための経済対策」として、平成25年度補正予算と平成26年度予算とを一体的に編成したところであり、デフレ脱却と経済再生に向けた道筋を確かなものにするため、切れ目のない経済対策を実行することとしている。本県においても、国の補正予算に呼応し、補助公共事業をはじめ、防災対策や公共施設の老朽化対策などの経済対策を盛り込んだ平成25年度補正予算と平成26年度予算とを一体的に編成したところであり、早期に事業効果が発揮されるよう迅速かつ計画的な執行に努める必要がある。

こうした状況を踏まえ、平成26年度予算の執行に当たっては、次の事項 に留意のうえ、計画的かつ効果的・効率的な執行に格段の配慮をされたく、 命により通知する。

記

第1 全般的事項

1 主要施策の推進について

今年度は、「晴れの国おかやま生き活きプラン」に掲げる3つの重点 戦略である「教育県岡山の復活」、「地域を支える産業の振興」、「安心 で豊かさが実感できる地域の創造」などに基づき推進する施策・事業に重点的に予算を配分したところであり、費用対効果やスピード感を 重視しながら各種施策の実行に全力で取り組むこと。

また、事業を執行する上で、これまで以上に工夫を凝らし、より少ないコストで事業の効果を上げられるよう努めること。

さらに、国は、消費税率引き上げによる景気の下振れリスクに対応するため、平成25年度補正予算と平成26年度予算とを一体的に編成したところであり、政府全体として、今年6月末までに平成25年度補正予算事業の7割程度、9月末までに9割程度が執行済みとなるよう取り組むこととされている。このため、地方公共団体に対しても、平成26年度前半に的確に効果を発揮し、経済の成長力の底上げにつながるよう、経済対策の早期の事業執行に積極的に取り組むよう要請があったところである。本県においても、地域経済の活性化や雇用対策などに切れ目なく取り組んでいくため、平成25年度補正予算と平成26年度予算とを一体的に編成したところであり、早期に事業効果が発揮されるよう迅速かつ計画的な執行に努めること。

2 財政運営の健全化について

平成26年度予算は、県税収の増などにより収支不足が生じない予算編成となったものの、退職手当債を88億円計上しているところである。また、今後の収支見通しについても、景気回復による税収増などから平成26年度以降はプラス基調となっているところであるが、特例的な地方債である退職手当債を毎年100億円発行する前提の試算であり、この地方債を行財政経営指針に掲げるように発行抑制した場合、全ての年度で収支がマイナスになることからも、本県財政は依然として予断を許さない状況にある。

持続可能な財政運営のためには、行財政経営指針に基づき、これまでの行財政改革の取組の成果を維持するとともに、事務事業の執行に当たっては、コスト意識の徹底を図り、不断の改革・改善に取り組むことで、経費支出の効率化に徹することはもとより、県税をはじめとした歳入確保に努め、財政運営の健全化を図ること。

3 経済・雇用対策について

経済・雇用情勢については、個人消費が、底堅く推移しているものの、耐久消費財を中心に消費税率引き上げ前の駆け込み需要が寄与した面もあり、今後の動向に留意が必要である。また、雇用・所得環境は、有効求人倍率が高水準で推移しているなど、着実に改善しているととから、引き続き様々な情報把握に努めるとともに、県内の市町村や経済団体等との緊密な連携を図りながら、消費税率引き上げ後の反動減対策、地域経済の下支え、中長期的な産業育成対策の推進等に万全を期する観点から、特に次の点に留意すること。

(1) 公共事業等の執行については、「好循環実現のための経済対策」 に沿った国の平成25年度補正予算に対応するものを含め、国庫補

助事業の予算執行の動向に留意すること。また、平成25年度補正 予算において、補助公共事業をはじめ、防災対策や公共施設の老朽 化対策など、所要の予算措置を講じたところであり、早期に事業効 果が発揮されるよう、迅速かつ計画的な執行を行い、経済情勢や地 域の実情を注視しながら、機動的かつ弾力的な施行を図ること。

また、繰越事業についても、一層の早期完成に努めること。

- (2) 県内企業の製品の優先的調達を図るとともに、県単独の公共事業や維持修繕の発注に当たっては、県内業者の優先発注や、県内産資材の優先使用を徹底すること。
- (3) 単県融資制度の運用に当たっては、中小企業金融円滑化法終了後の資金需要や景気の動向等に鑑み、実情に応じたきめ細かい配慮を行い、中小企業の経営の安定化と企業活動の活性化に資するよう努めること。
- (4) 雇用面では、失業者等に対する雇用創出基金の活用による雇用 ・就業機会の創出のほか、企業人材の確保支援、産業ニーズにマッ チし働く人の状況に即した人材育成、若者の就職支援、男女の均等 な雇用機会等の確保と女性の再就職の支援などにより、県内産業が 必要とする人材の確保を図ること。
- (5) 企業誘致に当たっては、新産業団地の開発や企業誘致補助制度の新設・拡充を図るなどしたところであり、本県の充実した交通網や、自然災害が少ないことなど、安全で安定性の高い優れた操業環境を積極的にPRするとともに、市町村と連携しながら、戦略的な誘致活動に取り組むこと。
- (6) 消費税率引き上げに伴い、中小企業・小規模事業者への影響が 懸念されていることから、国の消費税価格転嫁等総合相談センター や、商工会議所など支援機関と連携し、中小企業などからの問い合 わせに適切に対応するなど、支援に努めること。

4 予算の計画的執行について

(1) 予算執行については、各部局長は財政当局と協議のうえ、早急 に予算執行計画書を作成し、それぞれの計画目標に従い、事務事業 の適期、適切な執行を図るよう進行管理に留意すること。特に、各 部局、県民局との連携を密にして、的確な進捗見通しに基づく進行 管理に努め、速やかな事業完了に向け最大限努力すること。

また、終期を設定した事業については、定められた期限に事業を完了し、又は廃止するよう、進行管理の徹底や事業効果の達成に努めること。

なお、執行について協議することとなっている事業はもとより、 社会情勢の状況変化により、問題点の生じたものについては、財政 当局へ適時協議し、その適正を期すること。

(2) 新規事業及び各種調査事業については、執行が年度後半にずれ こみ、効果が半減することのないよう、特に早期執行を図り、当該 事業が効果的に実施されるよう努めるとともに、それらの成果を翌 年度以降の施策に十分反映させるよう配慮すること。

- (3) 災害復旧事業については、県民生活を考慮して、最大限円滑かつ速やかな事業執行に努めること。
- (4) 各事務事業の執行状況については厳しくチェックし、年度内に終了しない見込みのものについては適切な予算措置をとること。
- 5 資金対策について

国の動向にも十分留意しつつ、県税収入の確保、地方債の適期借入 等に努めるとともに事業の計画的執行に十分配意し、円滑かつ効率的 な資金対策と資金運用に努めること。

6 公金の運用について

平成14年3月に策定した「岡山県公金運用方針」に基づき、公金の確実かつ有利な運用を図ること。

また、県が資金を貸し付けている外郭団体等の資金管理については、 それらの団体が預金先金融機関の破綻等により損失を被ることのない よう、各団体において適切な対応が図られるよう指導を徹底すること。

第2 歳入に関する事項

1 県税収入について

県税務行政においては、納税者の信頼と税負担の公平性を確保するため、課税が適正に行われるよう努めるとともに、収入率を全国順位一桁台とする行財政経営指針の目標達成に向け、従前にも増してあらゆる対策を積極的に講じること。

特に、個人県民税については、滞納が県税全体の滞納額の大半を占めていることから、特別徴収を徹底するよう市町村との連携を強化することに加え、滞納整理推進機構による滞納整理の促進を図るとともに、県民局においても市町村の徴収対策の支援に努めること。

また、滞納整理に当たっては、財産調査の徹底、迅速・厳正な差押え並びに公売及び取立の実施により、県税の収入率の向上と滞納額の縮減を図ること。

2 地方交付税等について

地方交付税については、その安定財源の確保等に向けた国への提案等を行うとともに、その確保に努めること。また、国の動向等、その情報把握に努めること。

なお、臨時財政対策債については、地方交付税の代替として発行しているものであるが、近年発行が高水準で続いていることから、臨時財政対策債の縮減・解消や元利償還に係る財源の確実な措置を国に求めていくこと。

3 地方債について

地方債については、公債費の増加による財政状況の悪化を防ぐため、 引き続き臨時財政対策債等を除く県債発行総額の抑制を図るとともに、 安定的な資金調達を図るための調達手段の多様化及び金利変動リスクに備えるための調達年限等の多様化等に努めること。特に、退職手当債については、行財政経営指針に沿って、今後の収支の状況も見極めつつ、段階的に発行額の抑制を図ること。

4 国庫支出金について

国庫支出金については、国の予算執行の動向を注視しつつ、必要額の確保、補助基本額の引き上げ、超過負担の解消、その他国庫補助制度の改善合理化に向けた国への提案等を行うこと。

5 税外収入について

分担金及び負担金、使用料及び手数料、諸収入、その他の税外収入については、管理の適正化に努め、納期限内の納付を促進するとともに、滞納案件については、早期催告、適切な納付指導、進捗状況管理等の徹底により、速やかな回収に努めること。特に悪質な案件については、新たに設置した債権対策室と密に連携し、弁護士による法的手段を活用するなど組織を挙げて着実な対策を講じ、部局毎に設定した税外滞納債権の圧縮目標の達成に努めること。

また、企業団地や遊休資産等の県有財産の売却について、最大限努力するとともに、貸付等も含めた資産の有効活用に関しても積極的に取り組むこと。さらに、ふるさと納税の推進、宝くじの売上増加やさらなる広告の活用に向けた取組など、その他の歳入確保策についても、効果の高い方策を中心に意識を高く持って取り組むこと。

第3 歳出に関する事項

1 経費の節減について

これまでの行財政改革の取組の成果を維持し、持続可能な財政運営を図る趣旨を踏まえ、事務事業の執行に当たっては、不断の改革・改善に取り組み、最少の経費で最大の効果を上げることを基本に、効果や必要性を見極めながら適切な執行に努めるとともに、競争原理の徹底、事務能率の向上、事務処理の合理化を図るよう努力すること。同時に、エコ製品の活用も含め、一層の環境負荷低減に取り組むこと。

物件費(旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費)については、予算枠にかかわらず、真に必要な経費に限って効率的な執行を行い、極力節減に努めること。

なお、各種イベントの開催に当たっては、費用対効果等を勘案しな がら、できるだけ効率的・効果的な実施に努めること。

また、「ひとり1改善運動」による提案を含めた日常業務における職員のコスト意識の徹底や自発的取組によって経費節減を図る必要があり、こうした取組を促すこと。

2 適正な予算執行について

予算執行に当たっては、風通しの良い職場づくりに向け、平素から、 担当が業務を抱え込むことのないよう、職員との意思疎通を図るとと もに、業務の進行管理を徹底し、必要に応じて事務分掌の見直しを行うなど、業務の繁閑調整と効率的な執行に努めること。

また、「予算の適正な執行について」(平成22年3月30日総第897号、会第357号)を踏まえ、各職員が法令その他財務規則等の遵守及び公金の取扱いの重要性を十分認識し、内部チェック機能の強化等を通じて、安易に従前の例を踏襲することなく、適正な事務処理に努めるよう留意すること。特に、契約の締結に当たっては、「岡山県入札制度等改革推進計画」(平成19年3月策定)を踏まえ、一般競争入札を基本とすること。また、随意契約によらざるを得ない場合においても、原則として、企画競争又は公募等、競争性のある契約方式を導入するとともに、随意契約の根拠を明確にし、契約金額の妥当性についても厳しく検証するよう留意すること。

なお、適正な執行管理を図るため、次のとおり配意すること。

- (1) 主管課においては、年度当初に各所属から年間執行計画を徴し、 調整した後、年間予算内示を行うとともに、内示に基づいた適時適 切な予算令達を行うこと。
- (2) 主管課においては、各所属に対する的確な予算執行の指導を行うとともに執行状況を的確に把握するため、四半期ごとに進行管理を行うこと。

また、不測の事態が生じた場合における予算の移用、常時経費の活用などについては適正な事務手続により執行すること。

なお、旅費、食糧費等の執行に当たっては、適正な業務執行と 綱紀の保持に十分留意し、物件費全般にわたりその管理の徹底と厳 正な事務処理を図ること。

3 予算の配当について

予算の配当については、次により行うものとする。

- (1)給与費(報酬、給料、職員手当、共済費)及び賃金については、 原則として2分の1に相当する額を上半期及び下半期に配当する。 ただし、退職手当については、必要な都度、財政当局と協議す る。
- (2) その他の経費については、事業内容、執行時期等を考慮して、 財政当局と協議した額を各四半期ごとに配当する。各部局において は、予算令達に当たり、時期的に偏ることなく、年間を通じて計画 的な執行ができるよう配慮する。

4 補助金等の適正な執行について

補助金、委託料、出資金、貸付金については、厳正な事前審査を通 じ事業内容、事業体制等事業対象としての適格性を十分検討するとと もに、補助金交付団体等に対しても、効率的な執行を求める等により、 事業効果を上げながらも支出の抑制を図ること。また、執行後も指導、 監督を強化し、事業効果を必ず確認すること。

5 繰出金の執行について

繰出金については、特別会計の事業内容、資金需要等を勘案して、 その必要額を適時繰出しすること。

- 6 入札残金の執行について
 - 一件審査による査定で予算計上した工事請負費、備品購入費等の入 札残金の執行は、原則認めない。
- 7 時間外勤務の縮減について

業務の効率的・計画的な執行に努めることとし、時間外勤務の縮減に努めること。

第4 企業会計の執行について

企業会計の予算執行については、上記の執行方針に準ずるものとするが、事業効果及び経済情勢の推移に十分留意するとともに、その運営の合理化と経営基盤の強化を図ること。

第5 基金の管理・運用について

基金については、上記第1の6の趣旨に鑑み、定められた目的に応じて一層適切かつ効率的な管理を行うとともに、一元的な運用体制により、国際的な金融情勢の動向を踏まえつつ、最も確実かつ有利な運用を図るよう努めること。

第6 その他

所管の外郭団体についても、「岡山県外郭団体の設立及び運営指導に関する指針」(平成11年5月策定)に基づき、本執行方針の趣旨を踏まえ、更なる経費の節減・効率化に努めるよう、指導の徹底を図るとともに、「外郭団体の適正な運営の確保について」(平成26年2月28日行第92号)を踏まえ、財務執行、資金運用、退職手当等の適正化について状況を把握し、適切な助言・指導を行うこと。